

令和5年6月 定例会（第2回）会議録（抜粋）

○13番（青山雅紀君） 皆さん、こんにちは。公明党千葉市議会議員団の青山雅紀でございます。通告に従いまして、一般質問を始めます。

1番目に、地方版図柄入りナンバープレートについて伺います。

地方版図柄入りナンバープレートとは、地域の名所、観光資源、名産品などをデザインした走る広告塔として、平成30年10月に全国41地域で交付が開始され、現在のところ188地域のうち58地域で交付されています。一方、自動車ナンバープレートの地域名表示は、全国において134種類で、最も多い都道府県は東京都と千葉県であり、ともに10種類となっています。

スクリーンを御覧ください。

このような地域名表示のナンバープレートにつきましては、御当地ナンバーと図柄入りナンバーは同じようによく捉えられるのですが、例えば千葉県を例にして申し上げますと、既存の御当地ナンバーとしては、千葉、習志野、袖ヶ浦、野田の4つの地域のナンバーがあり、近年導入された成田、柏、市原、松戸、市川、船橋の6つのナンバーは、地方版図柄入りの御当地ナンバーであり、スクリーンのとおりであります。

さて、これまで国土交通省では、アジア初のラグビーワールドカップが、2019年に日本で開催されることを記念した特別仕様のナンバープレートを期間限定で交付し、さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を記念したデザイン入りのナンバープレートが第2弾として導入されてきました。どちらも大会機運の醸成等につながる取組でありました。

スクリーンを御覧ください。

また、昨年度は、コロナ禍の中で、日本が元気になることを期待して、「はなれていても、思い、みな一つに」をテーマとし、47都道府県の県花をモチーフにデザインした全国版図柄入りナンバープレートが発行されました。さらに、2025年、日本国際博覧会、大阪・関西万博の開催の成功につながるものとして、現在、図柄入りナンバープレートの全国の希望者への交付が開始されています。

さて、今回取り上げました自動車のナンバープレートにおける地方版図柄入りナンバープレートの取組につきましては、地域の風景や観光資源を図柄にすることにより、市の様々なプロモーションにおいて効果が大いに期待できる取組と考えています。

その中で、本市では図柄入りナンバープレート導入の検討に当たり、令和4年10月にウェブアンケートを実施したと承知しております。

スクリーンを御覧ください。

公開されている情報によれば、ウェブアンケートでは、もし千葉市の車のナンバープレートに表示される地域名を変えられるとしたら、何を選びますかという問いに対して、50.3%が変えたくないと回答し、一方で、漢字の千葉市が16.6%、平仮名のちばが14.2%と、現状の漢字の千葉ではない選択肢も半数近く選ばれています。また、千葉市らしい地域資源をモチーフにしたデザイン入りのナンバープレートがあったら、車につけたいと思いますかとの問いに対しては、60.9%がよい図柄であればつけたいと回答し、続いて9.1%がぜひつけたいと、7割の方から好意的な回答がありました。

そこで、ウェブアンケートの回答を踏まえて伺います。

1つに、ナンバープレートに表示される地域名の変更における当局の見解について伺います。

2つに、千葉市らしい地域資源をモチーフにした図柄入りナンバープレートにおける当局の見解についてもお尋ねいたします。

2番目に、千葉市環境保全条例について伺います。

皆さん御承知のとおり、令和3年11月に施行された千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例、いわゆる金属スクラップヤード条例は、金属スクラップヤードにおける再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めることにより、火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭等の発生を防止し、または軽減し、もって市民生活の安全の確保と生活環境の保全に寄与することを目的としております。

一方、平成7年に施行されました千葉市環境保全条例は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法といった環境関連の法律とは別に、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動等について、その発生を防止するための規制を設けているなど、市民の生活環境を守る上で重要なルールとなっております。

しかしながら、条例は定められているだけでは意味がなく、それに基づく事業者への指導等が行われることにより、条例を定めた価値があるものと考えます。特に、当局の要請に応じないなど、問題のある事業者に対しては、関係部署が連携し、幾つもの要素が組み合わさったの重層的な指導が効果を発揮するものと考えております。

そこで、環境保全条例に基づく行政指導について伺います。

1つに、環境保全条例では、どのような施設を対象にし、対象施設はどのくらいあり、どのような指導等を行っているのか。

2つに、過去3年間において立入検査した件数や改善勧告、改善命令をこれまでに何件発出したのか、実績をお聞かせください。

スクリーンを御覧ください。

昨今の地域環境保全の大きな課題の一つが、金属スクラップヤードへの対応であります。金属スクラップヤード問題は、報道等により、本市だけの問題ではなく、全国的な問題として取り上げられていることは、皆さんも御承知のことと存じます。

本市としても、金属スクラップヤード条例を罰則付きの条例として全国に先駆けて制定し、令和3年11月に施行して以降は、悪質な事業者に対しては、条例に基づき保管基準の遵守等について、改善勧告、改善命令を発出するなど、当局も強い姿勢で臨んで来ています。その結果、スクリーンにありますように、保管物の山の高さが低くなるなど、条例施行の効果が目に見えて現れており、金属スクラップヤード条例に基づく指導が市内のほかの金属スクラップヤードへ波及する効果も期待されるところであります。

一方、その中において、本年4月には、本市に続いて県内2件目の金属スクラップヤード条例を袖ヶ浦市が新たに施行しております。こちらの条例を確認しますと、本市と同様に許可制となっているのですが、事業場排水の水質検査及び事業場敷地内での土壌調査の実施などが特徴であると認識しております。

金属スクラップヤード条例施行後も、金属スクラップヤードからの油を含んだ汚水の流出につき

ましては、本市に所在する施設においても近隣住民から不安視する声が私のもとにも届けられており、環境保全条例で対応できないかと考えております。

そこでお伺いします。

1つに、環境保全条例では、土壌汚染を防止するために、事業者に対し特定物質を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないと定められておりますが、事業者に対しどのような指導を行っているのか。

2つに、金属スクラップヤードからの油等の流出については、環境保全条例に基づいてはどのように指導をしているのか、伺います。

3番目に、教育行政について3点伺います。

1つ目として、別室登校についてです。

スクリーンを御覧ください。

文部科学省で実施した2021年度における調査によりますと、全国の小中学校の不登校児童生徒数は24万4,940人と、前年度より4万8,813人増えて、過去最多となったとの報告が公表されました。その増加の背景には、コロナ禍における活動制限により登校意欲が低下しやすかったことや臨時休校や学校再開が繰り返されたことなども原因の一つとする指摘もあります。

その中において、本市では、増加し続ける不登校児童生徒への支援を喫緊の課題として捉え、令和4年度には不登校対策パッケージを掲げ、不登校児童生徒に対する個々に応じた切れ目のない支援に取り組んでいると伺っています。

中でも、教育支援センターに小学校に特化した指導員を配置したことにより、通級児童数が増えるなど、不登校児童の居場所づくりに大きな成果があったと認識しております。さらに、本年度からは、様々な理由により教室に入ることができずに、別室登校する児童生徒に対して、専任の支援員であるステップルームティーチャーが配置されました。

そこでお伺いします。

1つに、本市における別室登校の現状と課題についてお聞かせください。

2つに、今年度のステップルームティーチャーの配置状況及び今後の方針について伺います。

2つ目に、不登校特例校についてです。

冒頭でも申し上げましたが、全国の小中学校の不登校児童生徒数が増加傾向にある中、我が党では、昨年3月に不登校支援プロジェクトチームを設置し、各地の特例校の視察や関係団体からのヒアリングを重ね、子供の状況に合わせた授業カリキュラムを組むことができる不登校特例校の設置拡大を政府に訴えてきました。

それを受け、政府は不登校特例校について、全都道府県・政令指定都市への設置を目指す方針を固め、昨年6月に策定した経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針に初めて支援が示されました。

スクリーンを御覧ください。

現在、不登校特例校は、10都道府県に公立14校、市立10校、計24校設置されています。さて、このような不登校特例校の特徴とされている不登校の児童生徒に合わせた学校づくりは、構造改革特別区域法を活用する形で、2004年度から八王子市立高尾山学園などの一部の地域で始まり、2005年の学校教育法施行規則の改正で、特区申請なしで設置が可能となり、さらに、2016年に我

が党の推進により成立した教育機会確保法に基づく基本指針において、自治体に対して不登校特例校の設置が促進されています。

そこで、令和5年3月31日付の文科省からの通知の中で、不登校特例校について、今後、全ての都道府県・政令指定都市への設置を目指していくことが示されましたが、本市における不登校特例校についての考えや今後の方針について伺います。

3つに、夜間中学について伺います。

令和5年4月に県内では3校目、本市では初となる公立夜間中学、真砂中学校かがやき分校が開校しました。これまで我が会派が継続して要望してきました様々な意見に、迅速に対応していただいたことについて評価いたします。

改めまして申し上げますが、夜間中学は、不登校などの理由で十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方や外国籍の方など、様々な背景を抱える方々の学び直しの場であります。多様な生徒が安心して学び直しを継続するためには、支援体制がとても重要であると考えています。

かがやき分校には、全38名の生徒が入学したと伺いました。10代から60代までの幅広い年代の生徒が在籍するものの、比較的若い10代から30代の生徒が約7割を占めているとのことであり、これは本市の夜間中学の大きな特色であり、若い世代の学び直しの熱意に大変感心しております。

一方、それぞれの背景や悩みを抱えた未成年を含む若い世代が多いということは、一人一人に寄り添った相談支援体制がより大切になってくると考えます。

そこでお伺いします。

1つに、年代も国籍も多様な生徒がそろって夜間中学が開校して約2か月が経過しましたが、生徒さんの様子をお聞かせください。

2つに、生徒を支える教職員の配置や指導体制について確認いたします。

3つに、様々な背景や悩みを抱える生徒一人一人に寄り添った相談・支援体制について。

4つに、学び直しを必要とされる方々に夜間中学の存在を知っていただく必要があります。次年度の生徒募集も見据えた夜間中学の周知について。

以上4点、お聞かせください。

以上で、1回目の質問を終了します。御答弁よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○総合政策局長(峯村政道君) 地方版図柄入りナンバープレートについてお答えをいたします。

まず、ナンバープレートに表示される地域名の変更についてですが、ウェブアンケートの回答者の約半数が地域名を変えたくないとした主な理由として、今のナンバーで支障がない、今のナンバーに愛着があるを挙げていることや、千葉市や平仮名のちばといった新たな地域名については、それぞれ2割に満たず、多くの市民の皆様の支持を得た選択肢がなかったことから、独自の地域名を使ったナンバーへの変更は難しいことと考えております。

最後に、千葉市らしい地域資源をモチーフにした図柄入りナンバープレートについてですが、先ほど青山議員からも御紹介いただきましたように、ウェブアンケートの回答者の60.9%がよい図柄であればつけたい、9.1%がぜひつけたいと回答したことから、多くの市民の皆様が千葉市らしい地域資源をモチーフにした図柄に興味、関心を寄せていると考えられるため、デザインによっては、

多くの市民の皆様にはナンバープレートをつけていただける可能性が高く、実現すれば、都市アイデンティティの確立にも資するのではないかと考えております。

以上でございます。

○環境局長(宮本寿正君) 千葉市環境保全条例についてお答えをいたします。

初めに、対象施設や指導等についてですが、本条例は水質汚濁防止法、大気汚染防止法など環境六法が適用されない施設や作業が対象であり、対象件数は、令和3年度経済センサス活動調査結果の速報値による市内の事業者数から、法令の適用を受ける約2,600件を除いた約2万4,000件となっております。

事業者に対しては、随時立入検査を行うとともに、条例の規制基準が適用される特定施設及び特定作業などの場合は、届出時に規制基準の遵守義務等について指導をしております。

また、指導に従わず、周辺的生活環境が損なわれると認められる場合には、改善勧告、改善命令を発出し、是正を求めることといたしております。

次に、過去3年における立入検査等の件数についてですが、立入検査件数は、令和2年度は186件、3年度は137件、4年度は95件であり、改善勧告は1件、改善命令については発出しておりません。

次に、土壌汚染の防止対策に関する指導についてですが、土壌汚染は有害物質を含んだ汚水が地下浸透することにより生じることから、事業者による汚水の適正な管理が求められます。

環境保全条例に基づき届け出されている事業場のうち、汚水を排出し、かつ有害物質を使用する事業場は市内に1か所で、これまで当該事業場に対して指導を行った実績はございませんが、水質汚濁防止法に基づき約800事業場を対象に年間100件程度の立入検査を実施し、汚水の適正管理について指導をしております。

今後も、法令で定める設備の構造基準、管理基準の遵守を指導し、汚水漏えいによる有害物質の地下浸透の防止に努めてまいります。

最後に、油等の流出に対する指導についてですが、金属スクラップヤードからの油等の流出情報を認知した場合には、直ちに現地確認を行い、事業者へ適切な対応を求めることとしており、令和3年度及び4年度には、油を含んだ汚水流出の通報を受け、事業者に対し直ちに流出防止措置を取らせるとともに、再発防止策を講じるよう指導をいたしました。

なお、令和3年11月に施行した再生資源物の屋外保管に関する条例では、屋外保管場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離装置などの設置を規定しており、当該設備の管理状況について適宜指導をしております。

今後も、再生資源物の屋外保管に関する条例及び環境保全条例に基づく金属スクラップヤードへの適切な指導等により、市民の生活環境の保全に努めてまいります。

以上でございます。

○教育次長(秋幡浩明君) 教育行政についてお答えします。

初めに、別室登校についてお答えします。

まず、本市の現状と課題についてですが、各市立学校の実情に応じて、ステップルームや保健室などを別室登校の場として利用し、児童生徒の安全・安心な居場所の確保に努めております。

課題としては、教職員が交代で学習支援や相談活動を行うことから、児童生徒に対する継続的な支援につながりにくいことが挙げられます。

次に、今年度のステップルームティーチャーの配置状況及び今後の方針についてですが、小学校2校、中学校2校に1人ずつ、計4人を配置しました。

今後の方針として、児童生徒が別室において安心して過ごせるよう、社会的自立に向けたより効果的なステップルームの運営の在り方を検討するとともに、さらなる配置の拡充に努めてまいります。

次に、不登校特例校についてお答えします。

本市における不登校特例校の設置についての考えや今後の方針についてですが、国の通知にもあるように、誰ひとり取り残されない学びの保障に向け、特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の設置が求められていると認識しております。今後、文部科学省の事例紹介や他自治体の事例を参考に、引き続き不登校特例校の設置について調査研究を進めてまいります。

次に、夜間中学についてお答えします。

まず、生徒の様子についてですが、授業、ホームルーム、休み時間を通じて、生徒同士や生徒と教職員がコミュニケーションをとり、笑顔と活気あふれる学校生活を送っている様子がうかがえます。

次に、教職員の配置や指導体制についてですが、開校初年度となる今年度は、生徒38人に対し、本校と兼務の校長のほか、23名の教職員を配置しております。この教職員配置を生かし、各授業において教職員を複数配置することにより、個々に応じたきめ細やかな学習を展開するなど、生徒一人一人に寄り添った支援を実践しております。

次に、相談・支援体制についてですが、文化の違いや不登校の経験など、通学に不安を抱える生徒への支援のため、養護教諭やスクールカウンセラーを配置しております。また、日本語に不慣れな生徒のため、各学年に日本語指導担当教員を配置し、柔軟に対応するとともに、AI翻訳機や1人に1台貸与しているタブレットPC、通称ギガタブを活用するなど、支援体制を整えております。

最後に、夜間中学の周知についてですが、次年度の生徒募集に向け、昨年度の取組を踏まえ、現在、具体的な方法等について検討を進めているところです。

市ホームページや市政だより等の広報媒体を活用した周知に加え、改めて個別相談窓口を設置するとともに、学校説明会を開催するなど、引き続き夜間中学を周知してまいります。

以上でございます。

○13番(青山雅紀君) 御答弁ありがとうございました。2回目は、1番の地方版図柄入りナンバープレートについて、及び3番の教育行政についてのうち、夜間中学について質問をさせていただきます。

初めに、1回目の質問で伺いました地方版図柄入りナンバープレートについてのウェブアンケートの回答における市民の考えや当局の見解につきまして、御答弁より漢字の千葉市や平仮名のちばといった新たな地域名については、それぞれ希望が2割に満たず独自の地域名を使ったナンバーへの変更は難しいとの見解でありました。

そこで、現状の千葉ナンバーではない選択肢も、半数近く選ばれている点につきましては、しっかりと市民意見をくみ上げておいていただくことが必要かと思えます。しかしながら、図柄入りナンバープレートについては、ウェブアンケートにおける回答より、多くの市民が千葉市らしい地域資源をモチーフにした図柄に興味、関心を寄せていることから、実現すれば、都市アイデンティティーの確立にも資するのではないかと答弁でありました。

スクリーンを御覧ください。

ここで、少し先進的な事例を紹介させていただきます。

昨年4月、国交省の新たな導入地域の第3弾の募集により、広島市が中心となり、広島市や呉市、府中町などを含めた15市町が対象となる広島ナンバー地域において、地方版図柄入りナンバープレート導入に向けた取組が進められました。参考までに、千葉ナンバーの管轄区域は、本市を含め13市町が対象となっています。

ナンバープレートの導入に当たり、広島市は、デザイン案として、A案のプロ野球のカープのマスコットキャラクターのカープ坊やが描かれたものや、B案としてカープやサンフレッチェ広島、またプロバスケットボールチームの広島ドラゴンフライズのマスコットキャラクターをあしらったもののほか、C案として、世界遺産の原爆ドームと厳島神社の大鳥居が描かれたものや、D案として、紅葉やレモンの絵が入った4つのデザイン案を公表しました。

交付の対象地域となる県内15市町に住んでいる人などを対象にどのデザイン案がよいかを選ぶアンケートを実施し、最も支持が多かったA案カープを、現在、広島ナンバー地域で導入する図柄として国交省へ提案しており、本年10月より交付が開始される予定とお聞きしております。

そこでお伺いします。

現在の千葉ナンバーのまま、地方版図柄入りナンバープレートを導入すべきと考えますが、ウェブアンケートの結果を踏まえ、本市は今後どのように取り組んでいくのか、本市のお考えをお聞かせください。

次に、夜間中学についてであります。公明党市議団として、先日14日にかがやき分校を実際に視察させていただき、生徒さんたちが生き生きと学ぶ様子を拝見し、安心しました。1回目の答弁と併せて、多様な生徒に対してきめ細かな支援体制を整えて開校を迎えられたことが分かりました。

夜間中学の生徒は、年齢や国籍だけではなく、一人一人が抱える背景や入学の目的も様々であり、実際に夜間中学を運営していく中で新たな課題が顕在化してくることも考えられますが、学校を最大限支援して、一つ一つの課題を解決していくことを期待します。

多様な生徒が集う夜間中学かがやき分校において、生徒一人一人が充実した学校生活を送り、学び直しに取り組むためには、学校としての一体感を高め、生徒が学校に愛着を感じる必要があります。

そこで、令和4年第1回定例会の一般質問において検討を要望した内容となりますが、夜間中学に通う生徒が自分たちの学び舎、また居場所としての愛着を抱くようになるためにも、分校歌や分校マークなどの作成は、大きな意義を持つものと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、2回目の質問を終了します。御答弁よろしくお祈いします。

○総合政策局長(峯村政道君) 2回目の御質問にお答えいたします。

地方版図柄入りナンバープレートについてお答えをいたします。

今後どのように取り組んでいくのかについてですが、ウェブアンケートの結果から、市民の皆様の意向に沿うためには、現行の千葉ナンバーを変えずに図柄入りナンバープレートを導入する必要があると思いますが、そのデザインについては、現在、千葉ナンバーを使っている13の市と町の合意形成を図る必要があるため、現行制度のもとで本市の地域資源をデザインした図柄を導入することは、大変難しい状況にあると考えております。

現行の千葉ナンバーのまま、本市の地域資源をデザインした図柄入りナンバープレートを導入するためには、国の制度改正が必須となりますことから、単独の市町村単位での図柄の導入が可能となるよう、国への働きかけを行っているところでございまして、国の動静を注視してまいります。

以上でございます。

○教育次長(秋幡浩明君) 夜間中学についてお答えします。

分校歌や分校マークの作成についてですが、学校では、生徒の意見を聞き、生徒とともに分校歌や分校マークの作成に取り組む検討を進めております。生徒一人一人が様々な教育活動を通じて、かがやき分校の一員として一体感や愛着を育めるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○13番(青山雅紀君) 御答弁ありがとうございました。3回目は、意見と要望を申し上げます。

2回目に質問しましたアンケートの結果を踏まえた本市の今後の取組として、現在の千葉ナンバーのまま、地方版図柄入りナンバープレートを導入すべきとの質問に対して、御答弁では、現行制度のもとで本市の地域資源をデザインした図柄を導入することは難しいとのことであり、今後、単独の市町村単位での図柄の導入が可能となるよう、現在、国への働きかけを行っているところとのことであります。

そこで、今後、単独の市町村単位での図柄導入が可能となるよう、ぜひ広島市の事例等も参考にしつつ、地方版図柄入りナンバープレートの導入に向けて前向きに検討を進めていただくよう要望します。

次に、2番目の千葉市環境保全条例について要望いたします。

事業活動に伴う環境破壊は、一部の事業者がルールを守らないことにより引き起こされ、生活環境への影響は近隣の住民のみならず、広範囲に及ぶこともあります。

当局におかれましては、法律や条例に基づく立入検査等を通じて事業者指導を積極的に実施し、不適切な点については是正措置を求めるとともに、事業者の法令遵守への意識を高めることにより、市民が安全で安心な生活を送ることができるよう期待します。

金属スクラップヤードにつきましては、事業者や従事者が外国籍の方である場合が多く、法令への理解に乏しく、かつコミュニケーションの面で指導が進みづらいという課題があると聞いております。問題のある事業者につきましては、金属スクラップヤード条例での指導は言うまでもなく、環境保全条例からも、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動等の指導を行うなど、関係法令による一体的な対応を進めるとともに、関係法令が組み合わさった重層的な指導により、早期に問題が解決

されるよう要望します。

3番目の教育行政についての1つ目の別室登校については、児童生徒の抱える課題は一人一人異なります。御答弁より、本市では、ステップルームティーチャーの配置により、教室に入れない児童生徒の安全・安心な居場所の確保や個々の状況に応じた具体的な支援が図られることで、児童生徒や保護者の不安の軽減や児童生徒の学習の機会が確保され、教室復帰や社会的自立につながっていると理解しました。その取組により、別室登校をする児童生徒への支援の幅や可能性がさらに広がっていくことに期待します。

2つ目の不登校特例校についてであります。ここで、岐阜市立草潤中学校の実践例を紹介します。

スクリーンを御覧ください。

岐阜市立草潤中学校は、ICTを活用した学習支援に力を入れた自治体主導による不登校特例校として2021年4月に開校しました。学校の特徴としては、全ての授業がオンライン配信されているため、学校に行けない場合は、個々の状況に合わせて自宅でも授業が受けられるようになっているそうです。

登校スタイルは、月に1回、生徒の状況に応じて、毎日登校やICTを活用した在宅中心学習、また、週数日登校と在宅学習の組み合わせから選ぶことができるなど、3つの登校スタイルが用意されています。

さらに、スクリーンにありますとおり、時間割は生徒と教師が相談しながら一緒に決めることができるなど、生徒の個々の状況に応じた様々な支援策が講じられているのも、同校の特色の一つとお聞きしました。草潤中学校に通っている児童は、普通の学校に通うことが困難だった子供たちであり、そのことから、子供が学校に合わせるのではなく、学校が生徒に合わせ、一人一人の個性を伸ばす教育が校長の方針と伺っております。

不登校特例校は、全国でも、現在のところ24校であり、千葉県内でも調査研究段階であるとお聞きしておりますが、草潤中学校の取組等も参考にし、本市として不登校特例校の設置に向けて、しっかりと検討が進むことを要望します。

最後に、夜間中学については、生徒の皆さんが安心して学び、かがやき分校が多様な学びの場となるようお願い、2点の要望をいたします。

千葉市では、学齢期の児童生徒に対しては、ライトポートの運営やスクールカウンセラーの配置など、多様な支援メニューを整え、不登校対策に注力していることは評価するものであります。一方で、中学校を卒業し学齢期を超えた方々に対する支援は、これまでは限られていたのではないのでしょうか。夜間中学は、不登校などの理由で十分な教育を受けられなかった方々にとって、卒業後の選択肢の一つとして大変意義のあるものと考えます。学び直しの機会を提供する夜間中学の存在や役割を必要な方々にしっかりと情報を届けられるよう要望いたします。

次に、生徒の7割を外国籍の生徒が占めるようですので、言語支援体制の充実には引き続き取り組んでいただきたい一方で、夜間中学は、中学校学習指導要領に基づき授業を行い、教育を受ける機会を実質的に保障することが目的です。日本語の習得のみを目的とする日本語学校とは役割が異なります。外国籍の相談者に対しても、夜間中学の役割を丁寧に説明し、十分に理解をしていただいた上で入学していただき、生徒の皆さんが安心して学び直しができる学校づくりを改

めて要望いたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。御清聴、大変にありがとうございました。(拍手)